

別添 5

不適當合併等に係る上場廃止審査の概要について
(不適當合併等(上場会社が実質的存続性を喪失する合併等)に係る上場廃止審査)

平成19年10月31日

今般、当取引所は、有価証券上場規程の体系整備や組織体制の変更、最近の実務の状況を踏まえ、不適當合併等に係る上場廃止審査の流れその他実務上の取扱いについて所要の見直しを行うことといたしました。

見直しの詳細については、以下に掲げる内容をご確認ください。

不適當合併等に係る実質的存続性審査の概要

(不適當合併等(上場会社が実質的存続性を喪失する合併等)に係る上場廃止審査)

次に掲げる行為(以下、本別添において「吸収合併等」という。)は、不適當合併等(上場会社が実質的存続性を喪失する合併等)に係る上場廃止審査の対象となりますので、ご注意ください。

- イ．非上場会社の吸収合併
- ロ．非上場会社を完全子会社とする株式交換
- ハ．会社分割による非上場会社からの事業の承継
- ニ．非上場会社からの事業の譲受け
- ホ．会社分割による他の者への事業の承継
- ヘ．他の者への事業の譲渡
- ト．非上場会社との業務上の提携
- チ．第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て又は50名に満たない者に対する株式若しくは優先出資の割当て
- リ．その他上記と同等の効果をもたらすと認められる行為

東証の有価証券上場規程では、いわゆる裏口上場の防止を目的として、上場会社が吸収合併等を行った結果、上場会社が実質的な存続会社でないと認められ、かつ、一定期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合には上場廃止となることが定められています。【有価証券上場規程第601条】

(注)「実質的な存続会社」の判断は、当事会社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行うもので、概して規模の大小等これらの優位性の比較を行うものです。したがって、当事会社の事業内容や事業の継続性に関して何らかの判断をするものではありません。

そこで、上場会社が吸収合併等を行う場合には、不適當合併等(上場会社が実質的な存続性を喪失する合併等)に係る上場廃止審査を行うこととなります。

具体的には、まず、上場会社が吸収合併等を行う場合(原則として、適時開示が必要なものを行う場合をいう。)には(通常は吸収合併等についての決定の前の時点で)当該行為によって上場会社の実質的な存続性についての審査(確認)を行います。そして、実質的な存続性審査の結果、上場会社が実質的な存続会社でないと東証が認めた場合には、吸収合併等を行った日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日(当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日)までの期間に、新規上場審査の基準に準じた基準に適合しないときは、上場廃止となります。

〔注1〕実質的な存続性審査に係る軽微基準について

東証では、実質的な存続性審査において、裏口上場防止の観点から一般に問題があるとは考えにくい態様を「軽微基準」として明示し(〔参考〕軽微基準の概要を参照のこと)吸収合併等が軽微基準に該当する場合は実質的な存続性があるものとして取り扱い、該当しない場合には、さらに詳細な審査を行うこととしています。これにより、実質的な存続性審査を簡便にするとともに、上場会社において、明らかに実質的な存続性審査において問題とならない行為であるかどうかを事前にわかるようにしています。

〔注2〕猶予期間について

吸収合併等を行った日から、当該日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日(当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日)までの間は、「猶予期間」としてしています(この間は、監理銘柄指定は行いません。)。また、猶予期間の最終日まで、新規上場審査の基準に準じた基準に適合しているかどうかを確認できていない場合は、その翌日から監理銘柄(確認中)に指定することとなります。

詳細については、後述の「審査の流れ」をご参照ください。

会社が有価証券上場規程第208条第1号(合併による解散の場合の取扱い)、第3号(株式交換、株式移転等による完全子会社化等の場合の取扱い)又は第5号(会社分割による他の者への上場契約の承継の場合の取扱い)の適用を受けて上場する場合(新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。)についても、

概ね同様の扱いとなりますので、ご注意ください。

なお、三角組織再編に伴い、有価証券上場規程第208条の規定の適用を受けて上場する場合で、実質的存続性がないと見込まれる場合には、同条に係る新規上場申請の際に、猶予期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合するよう努める旨について記載した書面の提出が必要となります（当該新規上場申請者が、新規上場審査の基準に準じた基準に適合する見込みがある場合を除く。）ので、ご注意ください。

〔参考〕実質的存続性審査に係る軽微基準の概要

以下の軽微基準に該当する場合には、実質的存続性があるものとして取り扱うこととして
います。

合併等の行為内容	軽微基準	備考
<p>1. 非上場会社の吸収合併 又は非上場会社を完全子 会社とする株式交換</p> <p>同等の効果をもたら すと認められる行為を 含む。(1)</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該非上場会社が連結子会社であること。 ただし、当該連結子会社が、行為決定日 (2) 以前3年間(3)において、非 上場会社(連結子会社(4)を除く。)と 上記イ～チの行為若しくは非上場会社(連 結子会社(4)を除く。)との共同による 株式移転その他これらと同等の効果をもた らすと認められる行為(5)を行って いないこと又は行うことについて当該連結 子会社の業務執行を決定する機関が決定し ていないことを要する。</p> <p>(2) 当該非上場会社の直前連結会計年度(末 日)における連結総資産額、連結売上高、連 結経常利益金額(6)が、それぞれ当該上 場会社の直前連結会計年度(末日)における 連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金 額(6)未満であること(7)。 ただし、当該上場会社が、行為決定日 (2) 以前3年間(3)に当該非上場 会社(その関係会社を含む。)との間でイ～ チの行為若しくは当該非上場会社との共同 による株式移転その他これらと同等の効果 をもたらすと認められる行為(5)を 行っていないこと又は行うことについてそ の業務執行を決定する機関が決定してい ないことを要する。</p>	<p>1 : 非上場会社の子会社化は、 1 と「同等の効果をもたらす行 為」とする。 2 : 当該行為を行うことにつ いて当該上場会社の業務執行を決 定する機関が決定した日をいう。 3 : 当該決定と同時の場合を含 む。 4 : 当該3年間における上記イ ～チの行為などの行為時点で当 該上場会社の連結子会社であっ たものをいう。 5 : 原則として、適時開示が必要 な行為をいう。 6 : 連結財務諸表提出会社でない 場合にあつては、「直前連結会 計年度(末日)における連結総 資産額、連結売上高、連結経常 利益金額」とあるのは「事業年 度(末日)における個別財務諸 表における総資産額、売上高、 経常利益金額」とする。 7 連結会計年度(事業年度) の期間が1年未満の場合は、1 年間に換算した数値により比較 する。</p>
<p>2. 会社分割による非上場 会社からの事業の承継又 は非上場会社からの事業 の譲受け</p> <p>同等の効果をもたら すと認められる行為を 含む。(8)</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該非上場会社が連結子会社であること。 ただし、当該連結子会社が、行為決定日 (2) 以前3年間(3)において、非 上場会社(連結子会社(4)を除く。)と 上記イ～チの行為若しくは非上場会社(連 結子会社(4)を除く。)との共同による 株式移転その他これらと同等の効果をもた らすと認められる行為(5)を行って いないこと又は行うことについて当該連結 子会社の業務執行を決定する機関が決定し ていないことを要する。</p> <p>(2) 事業の承継・譲受けの対象となった資産の 額、当該対象となった部門等における売上高 に相当すると認められる額、当該対象となっ</p>	<p>8 非上場会社からの事業上の 固定資産の譲受けは、2 と「同 等の効果をもたらす行為」とす る。</p>

合併等の行為内容	軽微基準	備考
	<p>た部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が、それぞれ当該上場会社の直前連結会計年度（末日）における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額（ 6 ）未満であること（ 7 ）。</p> <p>ただし、当該上場会社が、行為決定日（ 2 ）以前3年間（ 3 ）に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間でイ～チの行為若しくは当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為（ 5 ）を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p>	
<p>3．会社分割による他の者への事業の承継（ 5 ．に掲げる場合を除く。）他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式（優先出資）の割当て、50 名に満たない者に対する株式（優先出資）の割当て</p> <p>同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。（ 9 ）</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>（ 1 ）当該行為の当事者が連結子会社であること。</p> <p>ただし、当該連結子会社が、行為決定日（ 2 ）以前3年間（ 3 ）において、当該当事者（連結子会社（ 4 ）を除く。）と上記イ～チの行為若しくは当該当事者（連結子会社（ 4 ）を除く。）との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為（ 5 ）を行っていないこと又は行うことについて当該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p> <p>（ 2 ）当該上場会社が、行為決定日（ 2 ）以前3年間（ 3 ）に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間でイ～チの行為若しくは当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為（ 5 ）を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</p>	<p>9 他の者への事業上の固定資産の譲渡、事業の休止、事業の廃止は、3 と「同等の効果をもたらす行為」とする。</p>
<p>4．有価証券上場規程第208条第1号（合併による解散の場合の取扱い）又は第3号（株式交換、株式移転等による完全子会社化等の場合の取扱い）の適用を受けて上場する場合（新設合併又は株式移転をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。）</p> <p>同等の効果をもたら</p>	<p>1．と同様。</p>	

合併等の行為内容	軽微基準	備考
すと認められる行為を含む。		
<p>5. 有価証券上場規程第208条第5号(会社分割による他の者への上場契約の承継の場合の取扱い)の適用を受けて上場する場合(新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。)</p> <p>同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該非上場会社が連結子会社であること。 ただし、当該連結子会社が、行為決定日(2)以前3年間(3)において、非上場会社(連結子会社(4)を除く。)と上記イ~チの行為若しくは非上場会社(連結子会社(4)を除く。)との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(5)を行っていないこと又は行うことについて当該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p> <p>(2) 当該非上場会社の直前連結会計年度(末日)における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額(6)が、それぞれ当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額、当該対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額、当該対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が未満であること(7)。(吸収分割の場合に限る。) ただし、当該上場会社が、行為決定日(2)以前3年間(3)に当該非上場会社(その関係会社を含む。)との間でイ~チの行為若しくは当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(5)を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p>	

過去に実施した吸収合併等(1~5の行為)に係る実質的存続性審査の結果、上記イ~チの以外で特に継続して経過をみる必要があると当取引所が認めた行為(例えば、商号の変更、連結子会社の異動、連結子会社への非上場会社からの事業の譲受け等)は、イ~チの行為と「同等の効果をもたらすと認められる行為」とする。

上記軽微基準は、適時開示上の軽微基準は異なるものですのでご注意ください。適時開示の要否については、別途、適時開示に関する記述をご参照ください。

〔参考〕実質的存続性審査に係る詳細審査

上記の実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、さらに詳細な審査を行うこととなりますが、当該審査においては、上場会社（（３）及び（４）を除き、その企業グループを含む。）に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して、上場会社の実質的存続性の有無を確認することとしています。

- （１）経営成績及び財政状態
- （２）役員構成及び経営管理組織（事業所の所在地を含む。）
- （３）株主構成
- （４）商号又は名称
- （５）その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項

【審査の流れ】

(1) 吸収合併等の決定・適時開示の2週間前まで

上場会社が吸収合併等を行う場合（原則として、適時開示が必要なものを行う場合をいう。）は、実質的存続性審査の対象となります。この場合には、上場会社における円滑な吸収合併等の実行及び投資者への適切な情報提供の観点からは吸収合併等の決定・適時開示までに実質的存続性審査の結論が出ていることが望まれるものと考えられますので、できる限り、吸収合併等の決定・適時開示を行う2週間前までに所定の概要書を作成のうえ、事前相談していただきますようお願いいたします（別添6参照）。

案件の内容に応じて、概要書のほかにも、資料提出や報告・説明等を求めることがあります。

判断に難しい案件や、質問・照会に対して速やかにご回答いただくことができないケースや、判断が難しい案件等の内容が特別の考慮を要するものではないこと等を前提としており、実質的存続性審査が2週間以内に終了することを保証するものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

上記の概要書の提出期限は規則上「決定後速やかに」となっており、吸収合併等の決定・適時開示の2週間前までに提出しなければならないというわけではありませんが、2週間前までに事前相談をいただかない場合は、事前相談又は適時開示の後に実質的存続性審査を開始することとなりますので、その結論が決定・適時開示の後となり、不都合な事態が生じるおそれもありますので、日程については十分ご注意ください。

別途適時開示実務上の観点から東証への事前相談をしていただく場合があります。

(2) 吸収合併等を適時開示した時点

実質的存続性審査が終了し、上場会社が実質的な存続会社でないと認められると判断した場合は、吸収合併等を適時開示した時点で、「吸収合併等の実行時点から「新規上場審査に準じた審査を受けるための猶予期間」に入る可能性がある」旨を、東証ホームページに掲載するなど、投資者への周知を図ることとしています。

吸収合併等の適時開示を行った時点で実質的存続性審査が終了していない場合においては、適時開示の後、実質的存続性審査が終了した時点で、上場会社が実質的な存続会社でないと認められると判断した場合に同様に周知を図ることとなります。

(3) 吸収合併等の実行時

吸収合併等の実行時点で「新規上場審査に準じた審査を受けるための猶予期間」に入っ

たこと及び猶予期間を東証のホームページに掲載するなど、投資者への周知を図ることとしています。

吸収合併等の実行時点とは、合併の場合は合併期日、事業譲渡や業務提携については譲渡日や業務提携日を指します。

猶予期間内において新たにM & Aの実行等をして、原則として猶予期間を変更することはありません。

(4) 猶予期間終了時点

新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき実施することになります。

猶予期間の最終日（吸収合併等を行った日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日））までに、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかを確認できていない場合は、その翌日から監理銘柄（確認中）に指定することとなります。

新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査は、猶予期間が終了した後、最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除く。）の日までに、当該上場会社が申請することにより受けることができます（当該審査には審査料（400万円（マザーズの上場会社及び上場外国会社は200万円））が必要となります。）。

なお、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査において新規上場審査基準に準じた基準に適合していないとの審査結果となった場合においても、期限内であれば、改めて申請を行うことができます。

猶予期間内に当該審査の結果、新規上場審査基準に準じた基準に適合していると判断された場合は、その時点で猶予期間を解除する旨を東証のホームページに掲載するなど、投資者への周知を図ることとしています。

(5) 猶予期間終了後、有価証券報告書提出日から起算して8日経過時点

猶予期間が終了した後、最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除く。）の日までに、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査に係る申請を上場会社が行わない場合は、上場廃止となる銘柄として整理銘柄に指定することとなります。

なお、この時点において新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査の継続中である場合は監理銘柄（確認中）の指定を継続し、引き続き審査を行うこととなります。